

自立型施設

【 元気な高齢者のための施設いろいろ 】

1 自立型施設

身の回りのことがある程度自分でできる高齢者を対象とした施設は、軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）のほかにもサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホームなどがあります。ここでは、これらの施設を「自立型施設」と呼ぶことにします。今回の講座では、**軽費老人ホームのほかにもどんな選択肢があるのか**、という観点からいくつかの自立型施設を紹介していきます。

自立型施設では、原則として介助なしで日常生活を送ることができる方が生活しています。加齢などにより部分的に介助が必要な状態になった場合は、介護認定を受けた上で、介護保険の在宅サービス（ヘルパーのサポート）を受けることができます。

介護保険施設が65歳以上の方を入所対象としているのに対して、自立型施設は概ね60歳以上（養護老人ホームは65歳以上）の方を対象としています。自立型施設であっても、特定施設の指定を受けると介護保険施設となり、65歳以上の方を入所対象とすることになります。

2 サービス付き高齢者向け住宅【サ高住(さこうじゅう)】

介護、医療と連携し、高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯が安心して居住できる**バリアフリー集合賃貸住宅**です。サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は、**昼間はスタッフ(通常1人)が常駐し、安否確認と生活相談のサービスを提供**しますが、夜間は緊急通報システムで対応します。ほとんどのサ高住は、食事サービスを行っていますが、必須ではありません。デイサービスや訪問介護サービス事業所を隣接させ、介護保険による介護サービスを提供しているところもあります。

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は、2011年5月の「高齢者の住まいの安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の一部改正により創設された登録制度に登録された住宅を言います。

沿革と根拠法令で分かるように、サ高住の所管は厚生労働省ではなく国土交通省です。国の住宅政策の一環として、高齢者向けの住宅を整備しているわけですから、施設建設の補助はありますが、運営費の補助制度はありません。この講座で紹介する施設の中では、最も職員配置が薄く、**登録された高齢者用のアパート**と考えるとイメージしやすいと思います。利用料は、安否確認・生活相談などのサービス料金にアパート代(月額家賃、敷金、食費、共益費、光熱水費など)が加算されたもので、ばらつきが大きいのですが平均で十数万円程度になります。サービス量を絞り利用料金を抑えた施設や敷金(一時金)を取らない施設もあります。

しかし、前回講座で紹介した特定施設の指定を受けたサ高住は、介護施設としての厚い職員配置がされ、利用料金には、介護費用の上乗せがあります。

設置主体に制限はなく、主に有限会社、株式会社によって運営されています。

3 有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事、入浴、家事、健康管理などのサービスの全部又は一部を提供する施設です。**なんらかの高齢者用サービスが付いた施設が全部含まれる**と考えてよいでしょう。

都道府県知事への届け出が必要です。有料老人ホーム以外の施設は、指定や登録があって初めて施設として認められるのに対して、有料老人ホームは、実態があれば自動的に有料老人ホームとなります。したがって無届けの有料老人ホームという概念が成立することになり、有料老人ホーム全体の1割程度は無届け有料老人ホームといわれています。

有料老人ホームは、ほかの施設のようにまず制度ができて施設ができたのではなく、自然発生的に施設ができ、後付けで必要最小限の法整備が行われてきたという経緯があります。

サービスや利用料金についての細かい規定はなく、施設によって実態は大きく異なります。規制がゆるやかな分、個性的なサービスを提供しているところもあります。**一律の規制に縛られない多様性**こそが有料老人ホームの特色かもしれません。建設についても運営についても公費が投入されていない分、月額利用料金や入居時一時金が比較的高額となる傾向があります。

設置主体に制限はなく、主に株式会社によって運営されています。特定施設の指定を受けた（介護体制が厚い）有料老人ホームを介護付き有料老人ホームと呼び、指定を受けていないものを住宅型有料老人ホームと呼んで区別する場合があります。

4 養護老人ホーム

収入がない、身寄りがいない、住む場所がないなど、生活が困窮している65歳以上の高齢者を入居させ、食事や生活支援サービスを提供し、社会復帰を支援する施設です。

他の施設が、施設と本人との契約によって入居が決まるのに対して、養護老人ホームの場合は、市区町村長が入居の決定を行い、入居をさせます。このような行政行為を**措置**といいます。養護老人ホームの運営経費は、市区町村から支弁される措置費によってまかなわれますが、利用者も支払い能力に応じて一定の利用料を負担します。利用料月額は0円～14万円で、本人の所得により決定されます。入居一時金はありません。

養護老人ホームは、主に社会福祉法人、市区町村が運営しています。市区町村が設置し、社会福祉法人が運営している場合もよくあります。

5 お金がない場合はどうする？

最後に、年金月額が4万円で所持金がほとんどない高齢者が、自立型施設に入居する場合について考えておきましょう。多額の入居一時金が必要な施設は、自動的に検討対象から外れます。

次の三つの可能性が考えられます。②、③の場合は、市区町村の保護又は措置の決定が出発点となるので、施設に相談する前に**市区町村の相談窓口**（社会福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センターなど）に相談してみましょう。

- ① 不足する利用料を家族、親族などに負担してもらい、軽費老人ホームやサ高住に入居する。
- ② 生活保護を申請し、生活保護費で支払い可能な軽費老人ホームやサ高住に入居する。
- ③ 措置の申請をし、養護老人ホームに入居する。年間収入が48万円（月額4万円）の場合の月額利用料は17,500円。